

建設の安全 ●号外●



平成19年度全国安全週間実施要領

平成19年7月1日～7日・準備期間6月1日～30日



大切なあなたへ。
安全第一をお願いします。



山口もえ

2007
7.1～7.7
準備期間：6.1～6.30



全国安全週間

建設業労働災害防止協会

組織で進めるリスクの低減
今一度確認しよう安全職場

(平成19年度全国安全週間スローガン)

会長メッセージ

平成19年度の全国安全週間を迎えるにあたり、会員の皆様にご挨拶を申し上げます。建設業の労働災害は、会員の皆様をはじめ関係各位のたゆまぬご努力によりまして、長期的には減少傾向で推移しており、特に、平成17年には年間の死亡者数が497人と初めて500人を下回りました。

しかしながら、今般公表されました平成18年の建設業における死亡者数は、508人となって、再び500人台へと後退し、重大災害も大幅に増加する結果となっています。

当協会といたしましては、長期的な労働災害の減少傾向を今後も堅持し、労働災害の絶滅に向けた着実な前進を図るため、一層積極的に各種事業を推進してまいる決意であります。

特に昨年4月に施行された改正労働安全衛生法に基づき、職場における危険性又は有害性等を調査しその結果に基づいて必要な措置を講ずることが重要であります。

このため、当協会では平成19年度事業計画において「リスクアセスメントの確実な実施」を最重点対策に掲げ、これを積極的に推進することとしております。

また、リスクアセスメントを確実かつ効果的に実施するためには、本年の全国安全週間のスローガンに『組織で進めるリスクの低減』とうたわれているとおり、経営トップの明確な安全衛生方針の下に、組織的・体系的に推進していくことが重要であることから、引き続き「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）」の普及定着の促進を図ることとしております。

あわせて、3月22日付け、厚生労働省労働基準局長通達「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」に基づく対策の徹底を図ることとしております。

さて、これから迎える全国安全週間は、経営トップをはじめ関係者が安全確保の意義を再確認し、労働災害防止活動の充実・強化を図る絶好の機会であります。このため、実施にあたっては、全国安全週間のスローガンのもとに、まず経営トップ自らが明確な安全衛生方針を示し、関係者が力を合わせて労働災害の防止に取り組むことが重要であります。

会員各位におかれましては、本実施要領を参考にしながら、企業の実態に即した実施計画を作成し、実効ある活動を実践されますようお願い申し上げます。

建設業は、我が国の基幹産業として社会資本整備や社会経済の発展に重要な役割を担っているところであり、建設業が健全な発展を遂げ国民の信頼に応えていくためには、労働災害の防止は不可欠であり、また、企業の社会的な責務でもあります。

会員をはじめ関係各位におかれましては、「安全第一」を企業経営の最優先項目に掲げ、労働災害の撲滅に向けて、引き続き実効ある安全活動を積極的に実施いただきますようお願い申し上げます。

平成19年 5月

建設業労働災害防止協会

会 長 銭 高 一 善

I 趣 旨

本年度の全国安全週間は、厚生労働省の平成19年度全国安全週間実施要綱（10ページ「資料4」を参照）に基づき、建設業労働災害防止協会その他関係団体の協賛のもとに、6月1日から30日までを準備期間とし、7月1日から7日までを本週間として、

「組織で進めるリスクの低減 今一度確認しよう安全職場」

のスローガンのもとに展開される。

このため、経営トップをはじめ関係者は、全国安全週間を契機として、店社並びに作業所の緊密な連携のもとに安全衛生水準の一層の向上を目指し、実効ある安全衛生管理活動を着実に実施するものとする。

特に、労働災害防止の一層の推進を図るため「危険性・有害性等の調査とその結果に基づく必要な措置（以下「リスクアセスメント」という。）の確実な実施」を積極的に推進することとする。

あわせて、平成19年3月22日付厚生労働省労働基準局長通達「建設業における総合的労働災害防止対策の推進について」に基づく対策の徹底を図ることとする。

このほか「建設業の労働災害防止に関する中期計画」（平成15年3月策定）に示す重点対策を積極的に実施するとともに、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）」の普及定着をさらに図るものとする。

※「建設業における総合的労働災害防止対策」は、「建設の安全 5月号」で抜粋してご紹介いたします。また、全文は、安全衛生情報センターホームページの法令通達（通達一覧）をご参照ください。（<http://www.jaish-gr.jp/>）

II 会員が実施する事項

会員は、経営トップの決意表明に基づき「三大災害」（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）及び「熱中症」等の防止に最重点をおき、次の実施事項から店社及び作業所の実態に即した項目を選定して実施計画を作成し、積極的に活動を実施する。

なお、実施計画の作成にあたっては「平成19年度建設業労働災害防止実施計画」（平成19年3月発行）を活用する。

※「平成19年度建設業労働災害防止実施計画」は、当協会ホームページでご覧いただけます（<http://www.kensaibou.or.jp/>）。

□準備期間（6／1～6／30）の実施事項□

1. 経営トップ等による現場安全パトロールの実施
2. 安全衛生管理体制・活動等の総点検の実施
 - (1) 安全衛生管理体制の整備、運営の状況
 - ① 店社、作業所における安全衛生管理体制
 - ② 店社安全衛生管理者等による作業所に対する指導・支援体制
 - ③ 安全衛生推進者等による作業所に対する巡回指導体制
 - (2) 安全施工サイクル（毎日・毎週・毎月）活動の実施状況
3. リスクアセスメントの確実な実施
 - (1) 店社、作業所におけるリスクアセスメント実施体制の確立（資料1・リスクアセスメントの概要を参照）
 - (2) 工事の施工計画（工事安全衛生目標・計画）、作業計画、作業手順の作成時等におけるリスクアセスメントの実施
4. 各層に対する効果的な安全衛生教育の実施
 - (1) 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育の実施
 - (2) 安全衛生業務従事者及び危険有害業務従事者に対する能力向上教育等の確実な実施
 - (3) リスクアセスメントを取り入れた「安全管理者教育」、「統括安全衛生責任者教育」及び「職長・安全衛生責任者教育」等の実施

5. 「三大災害」（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害及び倒壊・崩壊災害）防止対策の徹底
（具体的対策等は、平成19年度建設業労働災害防止実施計画の「建設現場における主要災害防止の具体的対策（10～17ページ）」を参照）
6. 「熱中症」予防対策の徹底
- (1) 作業員の健康状態の確認と適正配置の実施
 - (2) 朝礼等における気象情報に応じた予防対策の指導
 - (3) 作業の適宜な休止及び水、塩分等の補給
 - (4) 作業場所に日よけ等の設置
 - (5) 休憩室・シャワー設備等の設置
7. 解体・改修工事における崩壊災害等の防止対策及び石綿障害予防対策の徹底
- (1) コンクリート造等の工作物の状況等の調査に基づく具体的な作業計画の作成と計画に基づく作業の実施
 - (2) 解体工事中に想定外の構造、設備等が判明した場合の施工計画の修正、検討の実施
 - (3) 解体工事等における石綿の使用状況等の事前調査に基づく作業計画の作成と計画に基づく作業の実施

□本週間（7／1～7／7）の実施事項□

1. 関係者の安全意識の高揚
 - (1) 経営トップによる安全についての決意表明
 - (2) 店社又は作業所単位の安全衛生大会の開催
 - (3) 優良協力会社、作業グループ等の表彰の実施
 - (4) 安全衛生責任者、職長等による職場安全懇談会の開催
 - (5) 家族とともに安全衛生の大切さの話し合い
2. 安全パトロール等の安全活動の実施
 - (1) 経営トップによる現場安全パトロールの実施
 - (2) 作業所一斉の工所用機械設備等の安全点検、整理整頓、清掃等による環境の整備
3. 安全衛生教育・訓練等の実施
 - (1) 安全衛生に関する勉強会、研修等の実施
 - (2) 安全衛生に関するビデオ、スライド等の映写、講演会等の開催
 - (3) 緊急時の措置についての必要な訓練の実施
4. その他、本週間にふさわしい行事及び週間行事の反省の実施

Ⅲ 協会が実施する事項

各支部は、その地域の実情に応じて次の事項を実施する。

1. 安全衛生推進大会の開催
2. リスクアセスメントを取り入れた安全衛生教育の実施
3. 石綿作業主任者技能講習及び石綿取扱い作業従事者特別教育の実施
4. 「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育に関する指針」に基づく安全衛生教育の実施
5. 交通労働災害防止に関する講習会の実施
6. その他、支部の実態に即した強調運動の実施

効果的な周知方法

準備期間及び本週間中の労働災害防止活動の必要性等を広く関係者に周知し、労働災害防止の効果を上げるため、ポスター、のぼり、ワッペン等を活用する。

なお、当協会では、こうした各種安全衛生用品を取り揃えているので活用されたい（12ページ参照）。

●リスクアセスメントとは

リスクアセスメントは、建設の仕事に潜在する労働災害の発生原因となる危険性又は有害性等を特定し、その危険性又は有害性を見積もり評価し、その結果に基づき危険性又は有害性に対し、除去・低減する措置（安全衛生対策）を決め、実施していくためのものである。

●リスクアセスメントの概要

1 実施体制の確立

- (1) 総括安全衛生管理者、統括安全衛生責任者により調査等の実施を管理させること
- (2) 安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者により調査等の実施を管理させること
- (3) 安全衛生委員会等の活用を通じて、労働者を参画させること
- (4) 調査等の実施にあたっては、作業内容を詳しく把握

- 握している職長等に危険性又は有害性の特定、リスクの見積り、リスク低減措置の検討を行わせること
- (5) 機械設備等に係る調査等にあたっては、当該機械設備等に専門的な知識を有する者を参画させるよう努めること
- (6) 事業者は、(1)～(5)で定める者に対し、調査等を実施するために必要な教育を実施するものとする

2 実施の時期

- (1) 建設物の設置・移転・変更・解体するとき
- (2) 設備を新規に採用し、又は変更するとき
- (3) 原材料を新規に採用・変更するとき
- (4) 作業方法又は作業手順を新規に採用・変更するとき
- (5) リスクに変化が生じ、又は生ずるおそれのあるとき

注) 建設工事においては、施工計画、工事計画を策定するときなどに調査等を実施することになります。

3 調査対象の選定

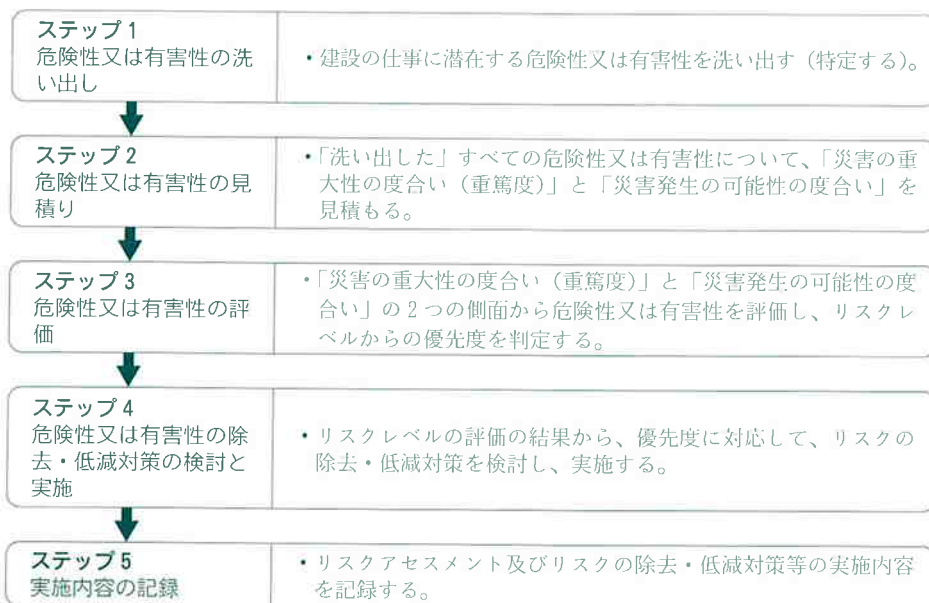
- (1) 負傷又は疾病の発生が合理的に予見可能である危険性又は有害性
- (2) 平坦な通路の歩行等、明らかに軽微な負傷又は疾病しかもたらないと予想される危険性又は有害性は除外しても差し支えないこと

4 情報の入手

- (1) 作業標準、作業手順書等
- (2) 使用する機械設備、材料等に係る危険性又は有害性に関する情報
- (3) 作業の周辺の環境に関する情報
- (4) 作業環境測定結果等

- (5) 複数の事業者が同一の場所で作業を実施する状況に関する情報
- (6) 災害事例、災害統計、ヒヤリハット等
- (7) その他、調査等の実施にあたり参考となる資料等

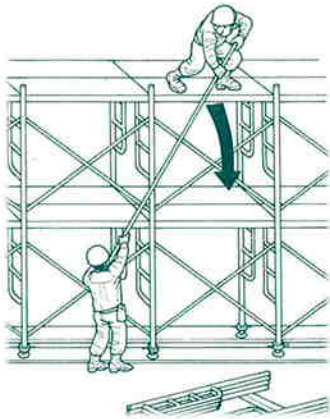
●リスクアセスメントの進め方



参考

【例】「危険性又は有害性」の例（網掛けの部分）

- ・足場組立作業中、安全帯を掛ける設備もなく、安全帯を使用せず作業して墜落する。



- ① 危険性又は有害性
作業者に負傷又は疾病を生じさせる潜在的な根源。
(ISO、ILO等においては「危険源」「危険有害要因」「ハザード (hazard)」等の用語で表現されているもの)
- ② リスク（危険性又は有害性等）
特定された危険性又は有害性と、その生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度（重大性の度合い）及びその発生する可能性の度合いのこと。
- ③ リスクレベル
「重篤度（重大性の度合い）」と「可能性の度合い」の組み合わせから危険性又は有害性の大きさを評価したリスクのレベルのことで優先度を表す。
なお、リスクレベル（優先度）の高いものから、その危険性又は有害性が受け入れ可能になるまで、リスク低減措置を検討し、実施することになる。

資料 2

平成19年度全国安全週間行事計画表（例）

この週間行事計画表を参考にして、現場独自の「週間行事計画表」を作成しましょう。

項目 月日	行事項目	行事内容	項目 月日	行事項目	行事内容
7月 1日 (日)	家庭の日 (国民安全の日)	1. 安全衛生について家族みんなで考える 2. 明日への労働に備えて英気を養う	4日 (水)	パトロールの日	1. 安全パトロールの実施 2. 車両系建設機械の月例・日常点検の確認 3. 有資格者の配置の確認 4. 持込機械等使用届の処理と持込機械受理証（ステッカー）の添付の有無の確認
2日 (月)	趣旨徹底の日	1. 社長メッセージの伝達 2. 「安全の誓い」による作業員の決意表明 3. 安全週間の意義と重要性の強調並びに行事予定を説明 4. 災害防止協議会の開催 5. 安全に関するポスター、たれ幕等の掲示	5日 (木)	安全教育の日	1. 事例研究会等の開催 2. ビデオ等視聴覚教材を活用した安全衛生教育の実施 3. 「不安全行動防止」「ヒヤリハット」に関する検討会の実施 4. 緊急時訓練の実施
3日 (火)	総点検の日	1. 保護帽・安全帯・手袋等の保護具の点検と着装の確認 2. 工所用機械設備、作業現場等の点検・整備	6日 (金)	反省の日 (安全会議・安全大会等の開催)	1. 安全週間をとおしての反省、今後の安全管理のあり方・取り組み方等について討議・検討 2. 優良協力会社・作業グループ個人等の表彰
			7日 (土)	休養の日	1. 身の回りの整理・整頓と室内の清掃 2. ゆっくりと休養

安全の誓い（例文）

今日から始まる全国安全週間は、労働災害のない安全で働きやすい職場をつくるための週間であります。

我々は、この週間を契機として自分の体は自分で守るという安全の基本をあらためて認識し、一人ひとりが安全な作業を心がけ、この作業所で災害を絶対おこさないよう一層努力することを誓います。

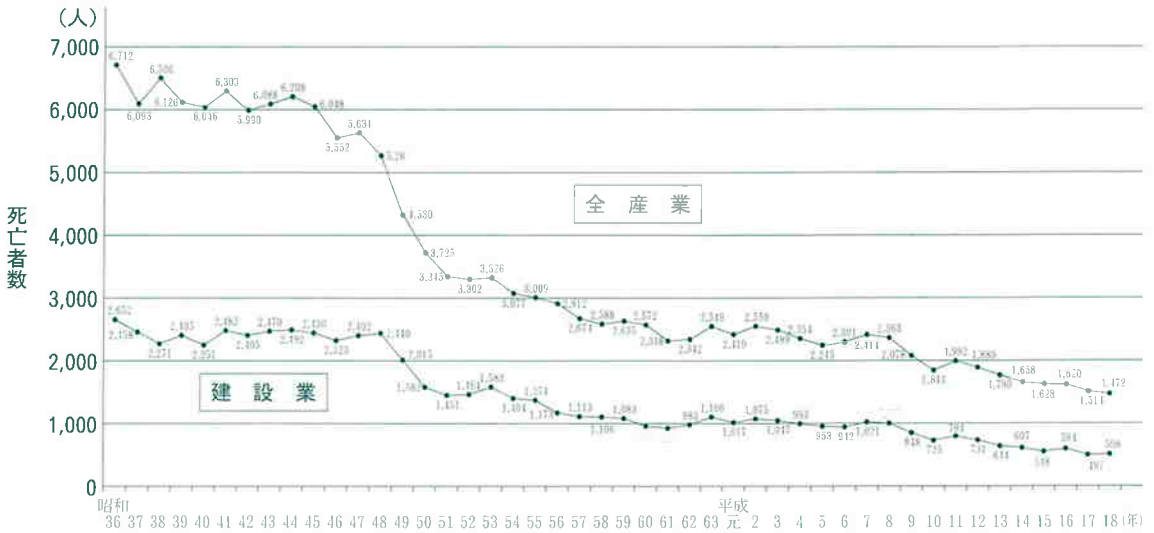
平成19年7月 日
作業員代表

○ ○ 建設(株)
○ ○ ○ ○

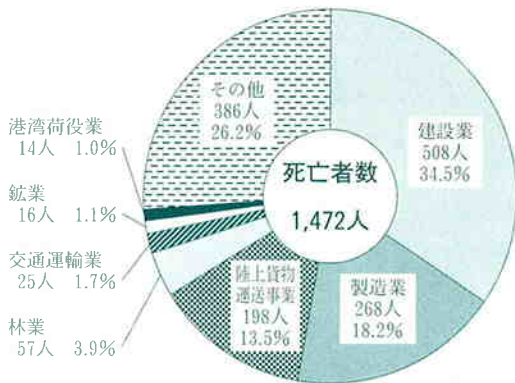
※誓い（例文）を読み上げさせるなどして作業所の安全意識を高揚させてください。

資料 3 平成18年の建設業における死亡災害発生状況（確定値）

死亡者数の推移（昭和36年～平成18年）

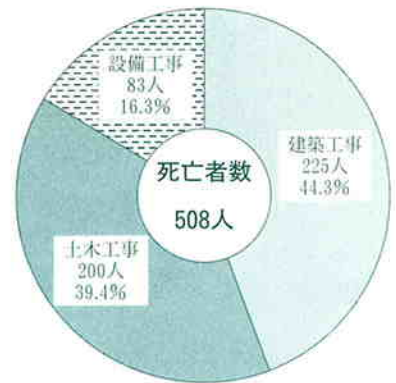


●業種別発生状況



◎建設業の死亡災害は、全産業の中で34.5%と依然として高い割合を占めている。

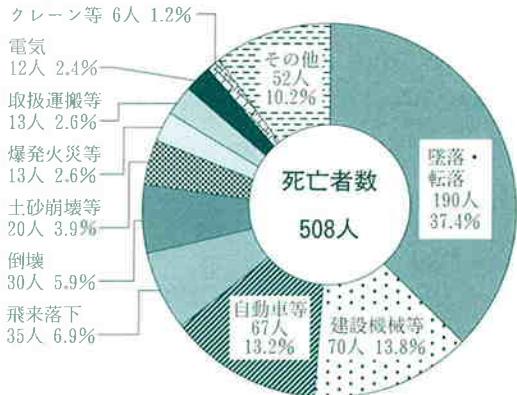
●工事の種類別発生状況



◎建築工事では、墜落・転落災害が最も多く48.9%、次いで建設機械等によるものが11.6%を占めている。

◎土木工事でも、墜落・転落災害が最も多く23.0%、次いで建設機械のよるものが20.0%を占めている。

●災害の種類別発生状況

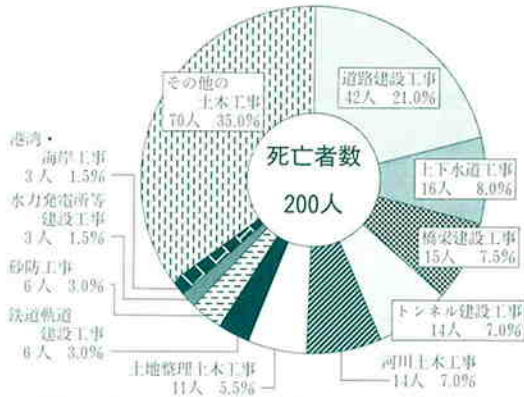


◎死亡災害は、種類別に見ると三大災害で全体の62.2%を占めている。

- 墜落・転落災害 ————— 190人 37.4%
- 建設機械・クレーン等災害 — 76人 15.0%
- 倒壊・崩壊災害 ————— 50人 9.8%
- 自動車等災害 ————— 67人 13.2%

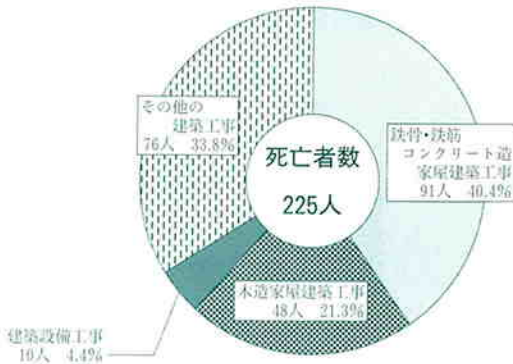
工事の種類別発生状況

• 土木工事



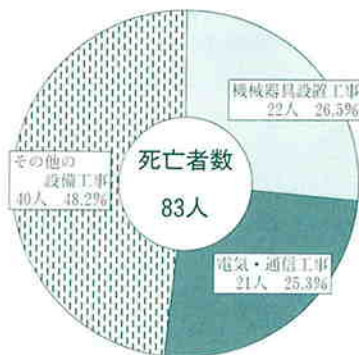
◎道路建設工事では、墜落・転落災害による災害が最も多く、33.3%を占めている。

• 建築工事



◎鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事、その他の建築工事ともに墜落・転落災害が最も多く、それぞれ45.1%、48.7%を占めている。

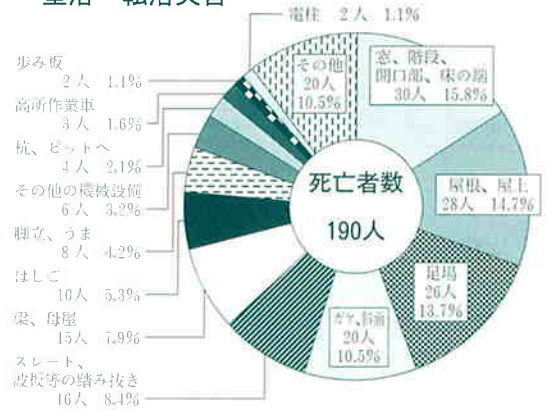
• 設備工事



◎電気・通信工事では、墜落・転落災害が最も多く、57.1%をしめている。

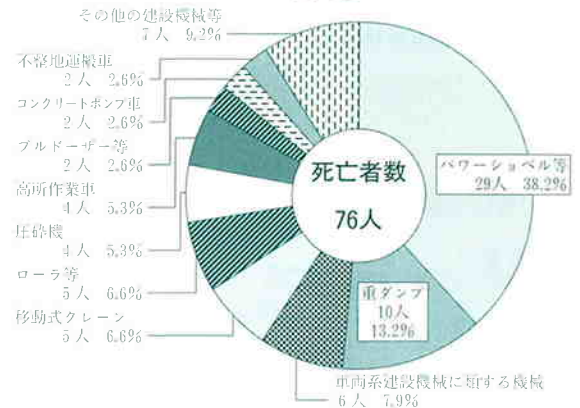
三大災害発生状況

• 墜落・転落災害



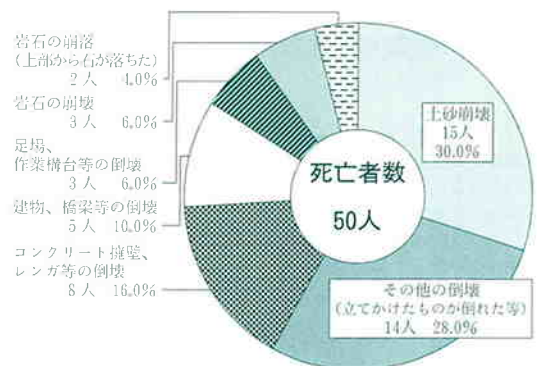
◎窓、階段、開口部、床の端からの墜落は、鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事で多く、46.7%を占めている。

• 建設機械・クレーン等災害



◎パワーショベル等による災害は、工事の種類別にみると、その他の土木工事で最も多く、31.0%を占めている。

• 倒壊・崩壊災害



◎土砂崩壊による災害は工事の種類別に見ると、その他の土木工事で最も多く、土砂崩壊災害全体の33.3%を占めている。

◎その他の倒壊による災害では、鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事、その他の建築工事の順で最も多く、それぞれ28.6%、21.4%を占めている。

建設業における死亡災害の工事の種類・災害の種類別発生状況

(平成18年 確定値)

工事	水力発電所等建設	トンネル建設工事	地下鉄建設工事	鉄道軌道建設工事	橋梁建設工事	道路建設工事	河川土木工事	砂防工事	土地整理土木工事	上下水道工事	港湾・海洋工事	その他の土木工事	土木計	建設設備工事	その他の建設工事	建築計	電気・通信工事	機械器具設置工事	その他の設備工事	設備計	合計	割合 (%)		
墜落・足場				1	3								4	9	5	2	3	19		3	3	26	5.12	
墜落・歩み板	1												1	1						0	2	0.39		
墜落・はしご									1			1	2			3	4	2	1	1	4	10	1.97	
墜落・脚立、うま													0	4		1	5	1	1	1	3	8	1.57	
墜落・スレート、波板等の踏み抜き													0	1	1	1	10	13		3	3	16	3.15	
墜落・屋根、屋上												2	2	1	11	9	21	1	4	5	28	5.51		
墜落・梁、母屋													0	6	8	1	15			0	15	2.95		
墜落・窓、階段、開口部、床の端	1				1					1			3	14	1	1	4	20	3	3	1	7	30	5.91
墜落・橋梁						1							1							0	0	1	0.20	
墜落・えん堤												1	1							0	0	1	0.20	
墜落・型わく、型わく支保工							1						1							0	1	0.20		
墜落・支柱													0					2			2	2	0.39	
墜落・高所作業車	1												1					2			2	3	0.59	
墜落・その他の機械設備												1	1	1						2	2	6	1.18	
墜落・カケ、斜面	1					9	1		2		1	5	19	1							0	20	3.94	
墜落・杭、ビットへ						2					1		3								0	4	0.79	
墜落・その他	1				2	2			1		1	7	2	1		4	7	1	1	1	3	17	3.35	
墜落計	3	2	0	1	4	14	3	1	2	3	2	11	46	41	27	5	37	110	12	6	16	34	190	37.40
飛来落下・クレーン等て運搬中				1	1				1	2		2	7	4			3	7	2	2	4	18	3.54	
飛来落下・用具、荷、取付け前の部材等						1	2						3	1	1		1	3			0	6	1.18	
飛来落下・丸太、角材、パネル等の取付け後				1								1	2				1	1			0	3	0.59	
飛来落下・その他					2	1						1	4			2	2		1	1	2	8	1.57	
飛来落下計	0	0	0	0	2	3	2	2	1	2	0	4	16	5	1	0	7	13	0	3	3	6	35	6.89
倒壊・足場、作業構台等													0	2				1	3		0	3	0.59	
倒壊・建物、橋梁等							1						1	2							0	5	0.98	
倒壊・コンクリート擁壁、レンガ等					1		1						3	1				3	4	1		1	8	1.57
倒壊・その他(立てかけたものが倒れた等)						3						1	4	4	2	1	1	8		1	1	2	14	2.76
倒壊計	0	0	0	0	1	3	2	0	0	1	0	2	9	7	2	1	8	18	1	1	1	3	30	5.91
土砂崩壊等・土砂崩壊					1	1			1	3		5	11	4							0	15	2.95	
土砂崩壊等・岩石の崩壊					2							1	3								0	3	0.59	
土砂崩壊等・岩石の崩落(上層から石が落ちた)							1						1								0	2	0.39	
土砂崩壊等計	0	0	0	0	1	3	0	1	3	0	6	15	4	0	0	1	5	0	0	0	0	20	3.94	
クレーン等・移動式クレーン	1												2	3		1					0	5	0.98	
クレーン等・その他の揚重装置					1								1								0	1	0.20	
クレーン等計	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	4	0	1	0	1	2	0	0	0	6	1.18	
自動車等(乗物全般)・工事現場内				2	7	1						4	14					1	1	2		2	17	3.35
自動車等(乗物全般)・工事現場以外				2	1	1	2	1		1		10	18	10	5	3	4	22	4	1	5	10	50	9.84
自動車等計	0	0	0	4	1	8	3	1	0	1	0	14	32	10	5	3	5	23	6	1	5	12	67	13.19
建設機械等・ベルトコンベヤー等													0					1			1	1	0.20	
建設機械等・フルドーザー等					1							0	2								0	2	0.39	
建設機械等・パワーショベル等	2				4		1	3	2		8	20	5	2		2	9				0	29	5.71	
建設機械等・くい打機、くい抜機、ホーリングマシン												0	1								0	1	0.20	
建設機械等・ローラ等						3	1					4	1								0	5	0.98	
建設機械等・コンクリートポンプ車										1	1	1									0	2	0.39	
建設機械等・圧砕機												0		1		3	4				0	4	0.79	
建設機械等・車両系建設機械に類する機械							1					2	2			1	3			1	1	6	1.18	
建設機械等・高所作業車				1								1	1							2	2	4	0.79	
建設機械等・不整地運搬車								1				1	2								0	2	0.39	
建設機械等・重タンク								1				5	6	2		2	4				0	10	1.97	
建設機械等・その他の建設機械等					1							1	2	1	1						0	4	0.79	
建設機械等計	0	2	0	0	1	9	2	1	5	4	0	16	40	14	4	0	8	26	0	1	3	4	70	13.78
電気・電気工事作業													0					2			2	2	0.39	
電気・その他の作業								1					1	1		3	4	2	2	1	5	10	1.97	
電気計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	3	4	2	4	1	7	12	2.36
爆発火災等・事務所、宿舍等の火災												3	3		2						0	5	0.98	
爆発火災等・その他の爆発、火災(火傷を含む)												0	1	1		1	3				5	5	8	1.57
爆発火災等計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	1	3	0	1	5	0	0	5	13	2.56	
取扱運搬等・積卸し作業中													0	1							0	1	0.20	
取扱運搬等・重量物の取扱中						1				1		1	3			1	1			3	3	7	1.38	
取扱運搬等・機械の調整中													0								1	1	0.20	
取扱運搬等・その他												3	3	1							0	4	0.79	
取扱運搬等計	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	4	6	2	0	0	1	3	0	3	1	4	13	2.56
その他・暇欠												2	2								0	2	0.39	
その他・中毒				1	2							3	1	1		2					1	1	6	1.18
その他・高熱物等による								1	1			1	3	4	3	1	2	10		1	1	2	15	2.95
その他・溺れ				2	1	2					1	6									0	7	1.38	
その他・なだれ												0									1	1	1	0.20
その他・心不全等												2	2							0	1	1	3	0.59
その他・その他												3	12	2	1		3			1	2	3	18	3.54
その他計	0	9	0	1	4	1	2	0	1	1	1	8	28	6	5	1	4	16	0	3	5	8	52	10.24
合計	3	14	0	6	15	42	14	8	11	16	3	70	200	91	48	10	78	225	21	22	40	83	508	100.00
割合 (%)	0.59	2.76	0.00	1.18	2.95	8.27	2.76	1.18	2.17	3.15	0.59	13.78	39.37	17.91	9.45	1.97	14.96	44.29	4.13	4.33	7.87	16.34	100.00	

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、本年で80回目を迎える。

さて、我が国の労働災害による被災者数は、労災保険新規受給者数が年間約55万人に上っており、死亡者数についても平成18年は減少が見込まれているものの、今なお、約1,500人に及ぶ尊い命が労働の場で失われている。また、休業4日以上死傷災害や、一度に3人以上の労働者が被災する重大災害が、平成18年においては前年に比べ増加する見込みである。

この背景として、最近の景気回復による業務の繁忙化等により、安全に関する人材の確保が困難となっていることや、未熟練労働者に対する安全教育が不十分となっていること、事業者の安全への意識が不十分であること等から事業場において安全管理が低調となっていることが考えられる。さらに今後、団塊の世代の労働者が大量に退職することにより、各事業場における安全に関するノウハウが十分に継承されないことが危惧されるところである。

このような中、職場の安全を確保し、労働災害の減少を図るためには、経営トップが率先して、職場における安全に対する意識や取組を再度確認し、危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）やその結果に基づくリスク低減措置の実施をはじめ安全管理活動を充実・強化することが重要である。また、そのために事業者、労働者がそれぞれの役割を果たし、組織が一丸となって取り組むことが不可欠である。

このような観点から、平成19年度の全国安全週間は、

「組織で進めるリスクの低減 今一度確認しよう安全職場」

をスローガンとして展開することとする。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性について認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図ることとする。

2 期 間

7月1日から7月7日までとする。

なお、本週間の実効を上げるため、6月1日から6月30日までを準備期間とする。

3 主 唱 者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協 賛 者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

5 協 力 者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、全国安全会議、地方安全会議、労働組合、経営者団体

6 実 施 者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。
- (2) 新聞等を通じて広報を行う。
- (3) 全国安全週間地方大会、安全講習会等を開催する。
- (4) 安全に関する作文、写真、ポスター、標語等の募集を行う。
- (5) 「国民安全の日」（7月1日）の行事に協力する。
- (6) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (7) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼すること。

9 実施者の実施事項

安全水準のより一層の向上を図るため、計画的、継続的な安全管理の定着を目指して、各事業場においては、次の事項を実施する。

(1) 本週間に実施する事項

- ア 経営トップは安全について所信を明らかにするとともに、自らが職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- イ 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- ウ 安全旗の掲揚、ポスター、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- エ 安全表彰を行う。
- オ 安全についての改善提案の募集及び発表を行う。
- カ 安全についての作文、写真、ポスター、標語等の募集及び発表を行う。
- キ 安全に関するビデオ、映画、スライド等の映写会、講演会等を開催する。
- ク 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- ケ 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- コ その他本週間にふさわしい行事を行う。

(2) 準備期間中に実施する事項

以下の事項について安全活動に係る総点検を行い、安全活動の定着と安全水準の向上を図ること。

- ア 安全管理体制の確立と安全管理活動の活性化
 - (イ) リスクアセスメントの推進

「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」、「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づくリスクアセスメントとその結果に基づく安全対策の実施

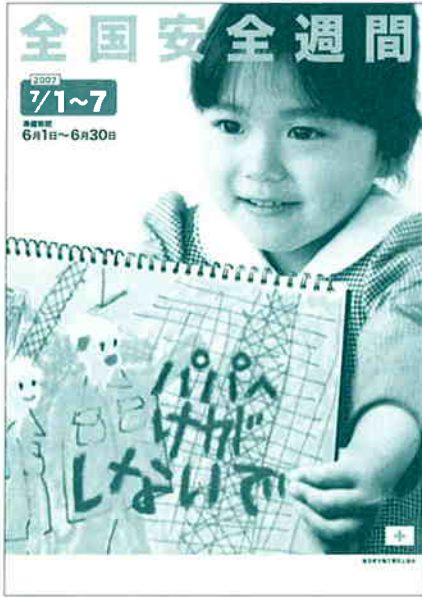
 - a 経営トップによる統括管理、安全委員会の活用等を通じた労働者の参画等による実施体制の確立

- b 危険性又は有害性の特定、負傷等の重篤度及びそれらが発生する可能性の度合を考慮したリスクの見積りの実施
- c リスク低減措置の検討及び実施
- (イ) 労働安全衛生マネジメントシステムの確立をはじめとした自主的な安全管理活動の促進
 - a 経営トップの安全に対する基本方針の明確化及びこれに基づく目標の設定
 - b 「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」等に基づくリスクアセスメントとその結果に基づく安全対策の実施（再掲）
 - c 事業活動と一体となった安全管理計画の作成及びその実施、評価、改善
 - d 安全管理担当部門の職務、管理・監督者の安全に関する責任と権限を明確にした実効ある安全管理の規定の整備とその運用
 - e システム監査の実施及びこれに基づくシステムの見直し
- (ウ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化
- (エ) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (オ) 総括安全衛生管理者、安全管理者又は安全衛生推進者の選任、安全委員会の設置等安全管理体制の整備並びにその活動の活性化
- (カ) 労働安全コンサルタント等の外部の専門家を活用した安全診断の実施
- (キ) 建設業における安全管理活動の定着
 - a 元方事業者、関係請負人が一体となって安全管理を推進する体制の確立
 - b 店社安全衛生管理者等による現場に対する指導、援助体制の確立
 - c 足場先行工法、手すり先行工法の活用等による墜落災害防止対策の徹底
 - d 土止め先行工法の活用等による土砂崩壊災害防止対策の徹底
 - e 建設機械貸与者等との連携の促進
 - f 建設工事に従事する労働者に対する教育等の安全教育の実施の促進
 - g 危険再認識教育の実施の促進
 - h 安全施工サイクル活動の実施の促進
- (ク) 製造業における安全管理活動の定着
 - a 構内下請事業場に対する連絡調整の実施等混在作業による労働災害防止を図るための安全管理の推進
 - b 「機械の包括的な安全基準に関する指針」に基づくリスクアセスメントとその結果に基づく安全対策の実施（再掲）
 - c 定期（特定）自主検査、機械設備のライフサイクルと整合した計画的な点検整備の実施
 - d 危険業務発注時における危険情報の確実な伝達・提供
 - e 構外系列事業場における安全活動の活性化のための指導、援助の実施
- イ 安全作業マニュアルの整備、定期的な見直し
 - (ア) 機械設備の運転操作、運搬等の定常作業に係る安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 修理、点検、トラブル処理等の非定常作業に係る安全作業マニュアルの整備
 - (ウ) 機械化、自動化、新原材料の導入等に伴う作業マニュアルの整備
 - (エ) 産業用ロボット、自動搬送機械設備等の作業マニュアルの整備
 - (オ) 建設機械、クレーン等の安全な作業計画の確立
 - (カ) 作業マニュアルの定期的な見直し及びその徹底のための教育訓練の実施
- ウ 職業生活全般を通じた各段階における安全教育の実施
 - (ア) 安全教育計画の樹立と効果的な安全教育の実施
 - (イ) 雇入れ時及び作業内容の変更時の安全教育の充実・徹底
 - (ウ) 危険体感教育の実施
 - (エ) 事業場における安全教育担当者の養成
 - (オ) 安全管理者等に対する能力向上教育の実施
 - (カ) 危険業務従事者等に対する安全教育の実施
 - (キ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務における有資格者の充足
- エ 作業者の安全意識の高揚
 - (ア) 災害事例の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底
 - (イ) 職場巡視、危険予知、安全提案制度、ヒヤリ・ハット対策等の日常的な安全活動の充実・活性化（再掲）
 - (ウ) 安全委員会等を通じた職場の安全問題への参画の促進
 - (エ) 「安全の日」等の設定
 - (オ) 安全についてのポスター、標語等の募集・掲示
 - (カ) 作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等の実施
 - (キ) 家庭に対する安全の協力の呼びかけの実施
- オ 爆発・火災災害防止対策の推進
 - (ア) 「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づくリスクアセスメントとその結果に基づく安全対策の実施（再掲）
 - (イ) 化学設備の定期自主検査の計画的な実施
 - (ウ) 化学設備の改造、修理等の作業の注文者による文書等の交付等、工事発注者と施工工事業者との連携等の実施
 - (エ) 化学物質等安全データシート（MSDS）等による化学物質等の危険有害性等に関する情報の提供及び活用の促進
- カ 交通労働災害防止活動の推進
 - (ア) 管理体制の確立
 - (イ) 適正な労働時間等の管理及び走行管理
 - (ウ) 交通労働災害防止担当管理者、運転者等に対する教育の実施
 - (エ) 交通労働災害防止に対する意識の高揚等
- キ 高齢労働者の安全対策の推進
 - (ア) 若年労働者と高齢労働者が混在して同じ作業に従事することを前提とした対策の実施
 - (イ) 機械設備等作業環境の改善
 - (ウ) 作業方法、作業配置等の改善
 - (エ) 作業手順の確立及び適切な作業指揮の実施並びに安全教育の実施
- ク 派遣労働者の安全対策の推進
 - (ア) 派遣先における派遣労働者の安全確保措置の実施
 - (イ) 派遣元における派遣労働者の安全確保措置の実施
- ケ 労働時間等労働条件の適正化の推進
- コ 快適な職場環境の形成の推進
- サ 労使による自主的な安全活動の充実

平成19年度 全国安全週間用品等のご案内

安全週間ポスター

No.2 ねがい



B2判 (73×52cm) ¥170

・表紙：No.1 あなたへ (コードNo.760101)
 (モデル 山口もえ)

・No.2 ねがい (コードNo.760102)

※社名印刷各種類50枚以上 (有料)

好評



建設現場での
 知っていますか熱中症のこと
 ~熱中症を防ごう~

(コードNo.761921)

A5判・8ページ・¥150

安全週間のぼり

コードNo.880010
 ポリエステル製
 (240×70cm) ¥1,530
 ※社名印刷5枚以上 (有料)

安全週間ワッペン

コードNo.780030
 ビニール製 (7.5×6cm)
 10枚1組 ¥820
 ※社名印刷50組以上 (有料)



新作 リスクアセスメント普及用品

ポスター

B2判 (73×52cm) ¥170
 ※社名印刷50枚以上 (有料)

リスクアセスメント I (コードNo.761201)

リスクアセスメント II (コードNo.761202)

のぼり

コードNo.883111
 ポリエステル製
 (220×70cm) ¥1,530
 ※社名印刷5枚以上 (有料)

ワッペン

コードNo.783301
 ビニール製
 (12.5×4cm)
 10枚1組 ¥650

※他に、安全週間横幕、安全旗等をご用意しております。

お申し込み、お問い合わせは「本部企画開発課」、東京以外の方は「最寄りの支部」へお願いいたします。
 TEL 03-3453-3391 FAX 03-3453-5735 (企画開発課) <http://www.kensaibou.or.jp/>